

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：角田建設工業（株）  
住所：群馬県利根郡片品村大字須賀川7-1

2. 指名停止措置期間 自 令和8年4月17日 2ヶ月  
至 令和8年6月16日

### 3. 事実概要

角田建設工業（株）は、令和7年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した書類を添付し、虚偽の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月26日、群馬県知事から監督処分（指示）を受けた。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表2-13（2-14（イ）を準用）に該当する。

<指名停止措置要領別表2-13（2-14（イ）を準用）>

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司  
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564